

ICTセミナー④ 第二部

令和2年12月14日（月）

近畿税理士会 調査研究部長 前川 武政

【 事 例 紹 介 】

1. 消費税 個別対応方式における用途区分の判定
 - ・ 裁決 J70-5-20 平成 17 年 11 月 10 日
 - ・ 地裁 Z888-2276 令和 元年 10 月 11 日 東京地方裁判所
 - ・ 地裁 Z888-2312 令和 2 年 9 月 3 日 東京地方裁判所
 - ・ 消費税法改正のお知らせ 令和 2 年 4 月

2. 消費税 設立 2 年内の別会社への外注委託費／仕入税額控除
 - ・ 地裁 Z259-11306 平成 21 年 11 月 5 日 名古屋地方裁判所

3. 法人税 不相当に高額な役員退職給与
 - ・ 地裁 Z267-13076 平成 29 年 10 月 13 日 東京地方裁判所
 - ・ 高裁 Z268-13149 平成 30 年 4 月 25 日 東京高等裁判所

4. 法人税 従業員らが関係業者から受領したリベートの収益の帰属
 - ・ 地裁 Z262-11897 平成 24 年 2 月 29 日 仙台地方裁判所

5. 法人税 過大役員報酬／代表者の妻に対する報酬
 - ・ 地裁 Z260-11507 平成 22 年 9 月 10 日 東京地方裁判所
 - ・ 高裁 Z261-11623 平成 23 年 2 月 24 日 東京高等裁判所

6. 法人税 事前確定届け出給与と同一事業年度内に支給される決算賞与
 - ・ 相談事例 北陸税理士会相談事例

7. 所得税 ロータリークラブの年会費
 - ・ 裁決 F0-1-230 平成 17 年 4 月 26 日
 - ・ 裁決 F0-1-651 平成 28 年 7 月 19 日
 - ・ 地裁 Z268-13183 平成 30 年 9 月 7 日 長野地方裁判所

消費税 **裁決** J70-5-20

(個別対応方式における用途区分の判定) 住宅として賃貸中の建物を譲渡目的で取得した場合には、仕入税額控除における個別対応方式では「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」に区分されると判断した事例(平成16年3月9日~平成16年3月31日課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分・棄却・平17-11-10裁決) 【裁決事例集第70集369頁】

概要

〔裁決の要旨〕

請求人は、本件各信託不動産(土地及び建物)に係る賃貸収入(住宅の貸付けに伴う賃貸収入)は、当該各不動産の取得に伴い付随的に生じたものにすぎず、当該各不動産の取得が当該各不動産の譲渡を目的とするものであることを妨げるものではないから、当該取得に係る課税仕入れは、消費税法第30条第2項第1号(個別対応方式)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」に区分されるべき旨主張する。

しかしながら、請求人は、本件各信託不動産を、譲渡する目的だけでなく、その賃貸収入を得る目的を併せ持って取得したものであり、また、本件課税期間において、本件各信託不動産を取得した日から課税資産の譲渡等に該当しない当該各不動産に係る賃貸収入(住宅の貸付け)が生じている以上、本件各信託不動産に係る課税仕入れにつき、個別対応方式において、「課税資産の譲渡等にのみ要するもの」に区分することはできず、「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」に区分するのが相当であるから、請求人の主張には理由がない。

裁決年月日 H17-11-10

裁決事例集 J70-5-20

本文**TAINSキーワード****別紙リンク**

原本URL 原本なし

関連判決

消費税 地裁 Z888-2276

東京地方裁判所平成29年(行ウ)第590号、平成30年(行ウ)第2号消費税更正処分等取消請求事件(以下順に、「第1事件」、「第2事件」という。)(棄却・追加判決一却下)(控訴) 国側当事者・国(処分行政庁 日本橋税務署長) 令和元年10月11日判決・令和元年10月16日(追加判決) 【情報公開法第9条第1項による開示情報】

【用途区分/課税売上対応分か共通対応分か/住宅用賃貸部分を含む中古建物】

概要

判示事項

1 中古不動産の買取再販売を主な事業とする原告が、消費税等について、販売目的で行った課税仕入れである建物の購入のうち、購入時にその全部又は一部が住宅用として賃貸されている建物(本件各建物)に係るものにつき、「課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ」に区分されることを前提として、控除対象仕入税額を計算し、確定申告をしたところ、日本橋税務署長から、各課税仕入れは、「共通課税仕入れ」に区分されるとして、各更正処分等を受けたことから、これらの取消しを求める事案(第1事件)と、原告が、仮に、本件課税仕入れが共通課税仕入れに区分される場合、課税売上割合に準ずる割合として、本件割合は合理的に算定されたものであると主張して、適用承認申請をしたところ、日本橋税務署長から、承認申請の却下処分を受けたことから、その取消しを求めるとともに、本件割合の適用承認の義務付けを求める事案(第2事件)である。

2 個別対応方式により控除対象仕入税額を計算するときは、「課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ」の税額に「課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れに課税売上割合を乗じて計算した金額」を加算する方法によるものとされるところ、その区分の判断については、課税仕入れが行われた日の状況に基づいてその取引が事業者において行う将来の多様な取引のうちどのような取引に要するものであるのかを客観的に判断すべきものと解するのが相当である。

3 原告は、用途区分の判定は、課税仕入れの最終的な目的によって行うべきであるとして、事業者が課税資産の譲渡等を最終的な目的として行った課税仕入れについては、仮に付随的な目的としてその他の資産の譲渡等が含まれていたとしても、「課税資産の譲渡等によりのみ要するもの」に該当すると解すべきであると主張する。しかしながら、用途区分が課税仕入れの行われた日の状況に基づいて判断すべきものであることや、共通仕入控除税額は課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって計算する余地もあることからすると、原告の主張する解釈によらなければ直ちに不合理な結果が生じるとまではいえないのであって、原告の主張には理由がない。

4 原告は、税務当局は、複数の事例において、個別対応方式における用途区分の判定を課税仕入れの最終的な目的によって行い、課税仕入れに伴い副次的に収受する対価をその判定において考慮していないのであって、このような取扱いは、消費税法の立法者の意思に沿うものである旨主張するが、各事例における取扱いは、直ちに法令解釈の根拠となるものとはいえず、各事例をもって、原告が主張する解釈を採用すべきとはいえない。

5 各事例のうち、賃貸中マンション購入費用事例は、本件における各課税仕入れと同様の事例において、法人の処理及び販売活動等から、マンションを転売目的で取得したことが明らかであることから、課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れに該当し、仕入税額控除が認められるとされており、概ね、原告が主張する解釈によった事例ともいうことができる。もっとも、仮に、平成9年頃、このような事例に基づく取扱いがあったとしても、個別事例の一つにすぎず、これをもって直ちに原告が主張する解釈を採用すべきということとはできない。

6 原告は、不動産の買取再販売を主な事業としていること、原告は、各建物をいずれも棚卸資産としていること、各建物の全部又は一部は、購入時に住宅用として賃貸されており、購入

によって、原告は、賃貸人としての地位を承継し、引渡日以降の賃料を収受していたことが認められる。これらの事情を踏まえ、各課税仕入れが行われた日の状況に基づいて検討すると、各建物は、各課税仕入れが行われた日の状況において、販売に供されるとともに、一定の期間、住宅用の賃貸にも供されるものであったと認められることから、課税資産の譲渡等のみ要するものとはいえず、また、その他の資産の譲渡等にもいえないのであって、各課税仕入れは、共通課税仕入れに該当するというべきである。

追加判決 判示事項

1 原告が、課税売上割合に準ずる割合として、本件割合の適用承認申請をしたところ、日本橋税務署長から、承認申請の却下処分を受けたことから、その取消しを求めるとともに（取消しの訴え）、本件割合の適用承認の義務付けを求める事案であり、当裁判所は令和元年10月11日に取消しの訴えに係る請求を棄却する旨の判決を言い渡したが、本件割合の適用承認の義務付けを求める部分について判断の脱漏があったので、追加判決をするものである。

2 本件訴えは、行訴法3条6項2号所定の申請型義務付けの訴えと解されるどころ、法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされたことを前提とする同号に基づく訴えは、行訴法37条の3第1項2号により、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である場合に限り、提起することができる。これを本件についてみると、本件訴えは、却下処分が違法であることを前提とするものであるが、取消しの訴えについて請求棄却の判決がされていることから、本件訴えは、訴訟要件を欠き不適法というべきである。

判決年月日 R01-10-11（追加判決 R01-10-16）

国税庁訴資 Z888-2276

本文

TAINSキーワード

別紙リンク [▼ 別表1～別表5-3](#)
[▼ 別紙2 不開示とした部分とその理由](#)

原本URL 原本なし

関連判決



消費税

地裁

Z888-2312

東京地方裁判所平成30年（行ウ）第559号消費税及び地方消費税更正処分等取消請求事件（全部取消し）（控訴）

国側当事者・国（麹町税務署長）令和2年9月3日判決【用途区分／住宅用賃貸部分を含む中古建物／課税売上対応分か共通対応分か】

概要

判示事項

1 不動産の売買及び仲介業務等を目的とする株式会社である原告は、将来の転売を目的としてマンション（その一部又は全部が住宅として貸し付けられているもの。）を購入した。原告は、各課税仕入れが「課税資産の譲渡等」にのみ要する課税仕入れ（課税対応課税仕入れ）に区分されるとして、その消費税額の全額を控除対象仕入税額として確定申告を行った。これに対し、麹町税務署長は、各課税仕入れは「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（共通対応課税仕入れ）に区分すべきものであるから、各課税仕入れに係る消費税額の一部しか控除することができないとして、消費税等の各更正処分等をした。本件は、原告が、被告を相手に、各更正処分のうち申告額を超える部分等の取消しを求める事案である。

2 当裁判所は、各課税仕入れは専ら将来における不動産の転売のためにされたものとして課税対応課税仕入れに区分すべきものであり、その消費税額の全額が控除対象仕入税額となるため、各更正処分のうち申告額を超える部分等はいずれも違法であるから、これらの取消しを求める原告の請求は認容すべきものと判断する。

3 消費税法30条2項1号の文言及び趣旨に鑑みると、課税仕入れ等の用途区分に係る判断は、課税仕入れ等を行った日（仕入日）を基準に、事業者が将来におけるどのような取引のために課税仕入れ等を行ったのかを認定して行うべきである。そして、かかる認定に当たっては、税負担の判断が事業者の恣意に左右されることのないよう、①事業内容・業務実態、②当該事業者における過去の同種の課税仕入れ等及びこれに対応して行われた取引の内容・状況、③当該課税仕入れ等と過去の同種の課税仕入れ等との異同など、仕入日に存在した客観的な諸事情に基づき認定するのが相当である。

4 本件事業は、富裕層の個人投資家を対象としたビジネスモデルによる収益不動産販売事業であり、仕入れた収益不動産（中古の賃貸用マンション等）を転売時までできるだけ満室に近づけるリーシングやリノベーション等のバリューアップを行うことにより、その収益力や資産価値を高め、収益不動産の販売による利益を得ようとするものである。

5 原告が仕入れた収益不動産を賃貸することは、販売のための手段として位置付けられるものである。そして、原告が得る賃料収入は、仕入れた収益不動産を賃貸することによって不可避免的に発生するものであり、賃貸が収益不動産の販売のための手段であることに鑑みれば、収益不動産の販売による利益を得るといふ本件事業の目的との関係において、副産物といふべきものである。このことは、原告の会計処理における取扱いや、収益不動産の仕入れ及び販売の際に原告がどれだけ賃料収入を得られるかが考慮に入れられていないことから裏付けられるものである。

6 原告が実際に得ている賃料収入も、販売収入と賃料収入の総和に対して3課税期間の平均で5%未満（販売収入のうち建物部分を仮に3割として、建物の販売収入と賃料収入の総和に占める割合を見ても、おおむね1割程度）にとどまっている。

7 これらの事実関係に照らせば、各仕入日に賃料収入が見込まれることをもって、各課税仕入れにつき「その他の資産の譲渡等」にも要するものとして共通対応課税仕入れに区分することは、本件事業に係る経済実態から著しくかい離するばかりでなく、課税仕入れに係る消費税額について税負担の累積を招くものとそうでないものとに適正に配分するという観点に照らしても、相当性を欠くものといわざるを得ない。

したがって、各課税仕入れは課税資産の譲渡等によりのみ要するものとして課税対応課税仕入れに区分するのが相当であるから、各課税仕入れに係る消費税額は、その全額が控除対象仕入税額となる。

8 被告は、原告のウェブサイト、「ストック型フィービジネスの収益には・中古物件を仕入れた後、販売するまでの間に確保できる賃料収入も含まれて」おり、「・賃料収入を増加させることで、安定した収益モデルへの転換を図って」いるとの記載があることを根拠に、各課税仕入れは将来の転売のみならず住宅の貸付けにも要するものであったと主張する。しかしながら、上記の記載は、投資家向け広報として公にされたものであり、原告の主力事業である収益不動産販売事業の拡大に伴い生ずる収益不動産残高の増加という事態を、投資家からネガティブに捉えられないよう説明する趣旨と理解することができるものであって、各課税仕入れが住宅の貸付けにも要するものであったと認めることはできない。被告の上記主張は採用することができない。

判決年月日 R02-09-03

国税庁訴資 Z888-2312

本文

TAINSキーワード

別紙リンク

▼ (別紙2-1) ~ (別紙2-3)

▼ (別表1-1) ~ (別表3-4)

原本URL

原本なし

関連判決



消費税法改正のお知らせ

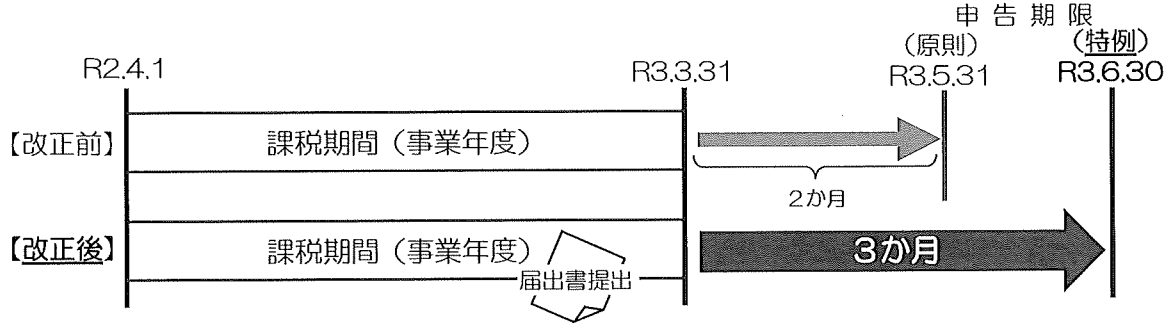
令和2年4月
国税庁

令和2年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

○適用関係の具体例（「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける3月決算法人の場合）



- 注1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。
- 2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」（年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。）の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」（事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。
- 3 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- 4 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

【適用開始時期】令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物^{※1}以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産^{※2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないこととされました。

※1 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

※2 高額特定資産及び調整対象自己建設高額資産の意義については、後掲Ⅳの※1、※3をそれぞれ参照ください。

注 例えば、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分（「居住用賃貸部分」といいます。）とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額については、これまでと同様、仕入税額控除の対象となります。

【適用開始時期】令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。

【経過措置】令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

上記1「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、次のいずれかに該当する場合には、仕入控除税額を調整することとされました。

- ◆ 第三年度の課税期間*1の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間*2に課税賃貸用*3に供した場合

⇒ 次の算式で計算した消費税額を第三年度の課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{調整期間に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額*4の合計額(A)}} \times \text{Aのうち課税賃貸用に供したものに係る金額}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

(R3.4.1に2億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.6.1から「課税賃貸用」に供した場合)



- ◆ その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

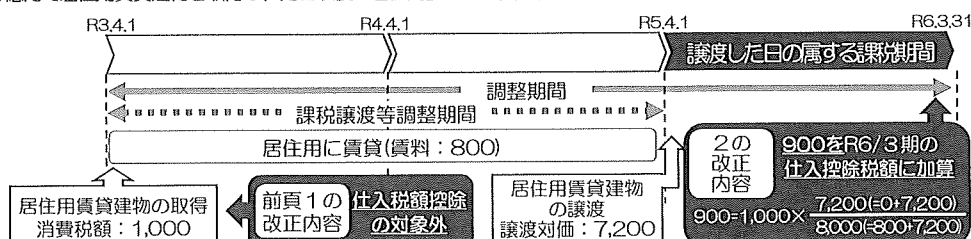
⇒ 次の算式で計算した消費税額を譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{課税譲渡等調整期間*5に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額*4(B)}} \times \left(\text{Bのうち課税賃貸用に供したものに係る金額} + \text{Cの金額} \right) + \frac{\text{居住用賃貸建物の譲渡の対価の額*4(C)}}{\text{課税譲渡等調整期間*5に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額*4(B)}}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

(R3.4.1に1億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.4.1にこの建物を7,200万円で譲渡した場合)



※1 第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいいます。

2 調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。

3 課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。

4 対価の額は税抜き金額で、この対価の額について値引き等（対価の返還等）がある場合には、その金額を控除した残額で計算します。

5 課税譲渡等調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日からその居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間をいいます。

Ⅲ. 住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し

住宅の貸付けについては、その貸付けに係る契約において「人の居住の用」に供することが明らかでない場合に、消費税が非課税とされていますが、その契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかなる場合*については、消費税を非課税とすることとされました。

※ 貸付け等の状況からみて人の居住の用に供することが明らかなる場合とは、例えば、住宅を賃貸する場合において、住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃借人が把握していない場合が該当します。

【適用開始時期】 令和2年4月1日以後に行われる住宅の貸付けから適用されます。

消費税

地裁

Z 2 5 9 - 1 1 3 0 6

名古屋地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号消費税等加算税賦課決定処分取消請求事件(棄却)
(確定)

国側当事者・国(半田税務署長)平成21年11月5日判決【税務訴訟資料 第259号-193
(順号11306)】

【税務大学校ホームページ】 【重加算

税/設立2年内の別会社への外注委託/仕入税額控除】

概要

判 示 事 項

- 1 各事実関係によれば、①別会社の資本金は原告等の資金が原資となっており、その設立後に再び出捐者に返金し、資本の実体を有していないこと、②別会社の実質的な経営者は原告代表者であって、別会社の代表者に対しては、名義貸しのお礼などとして金員が支払われていたものの、取締役報酬としての実質を有する金員は支払われていなかったこと、③別会社の本店所在地には事業所はなかったこと、④内勤社員については原告と別会社とで人数が均等になるよう適当に割り当てられていたこと、⑤原告と別会社との間で、外注加工業務に関する契約や取決めはなく、内容虚偽の業務委託契約書が作成されていたこと、⑥原告と別会社の取り分の率が別会社から支出する経費と原告の利益状況とのバランスを考慮して定められ、しかも、取り分の率に従ってされた帳簿上の外注加工費の計上と実際の送金とは大きくかけ離れてきたこと、⑦別会社の設立後2度目の決算期を迎えた後は、順次、別の別会社が新たに設立されて、その会社に外注委託するという経理処理が繰り返されていたこと等の事実を総合すると、本件における別会社はいずれも会社としての実体はなく、原告から別会社への外注委託取引は架空のものであったと評価せざるを得ない。
- 2 したがって、原告が計上した別会社に対する本件外注加工費は架空のものであって、本件各課税期間の消費税等の計算において、課税標準額に対する消費税額から本件外注加工費に係る消費税額を控除することはできないというべきである。
- 3 原告ないし原告代表者は、何ら実体のない別会社を次々に設立し、これら別会社に原告の従業員を転籍させたように装い、また、別会社との取引が正当なものであるかのように架空の業務委託契約書などを作成するなどして、原告の請負業務を別会社に外注委託したかのような事実を作出し、別会社に対する本件外注加工費の支払があったかのごとく仮装した経理処理を行っていたのであって、これらの行為は、国税通則法68条1項にいう「隠ぺい」又は「仮装」に当たるものと認められる。
- 4 原告は、別会社の設立等に関し、戊税理士が税務相談の際に名古屋国税局税務相談室の職員から受けた指摘や説明を守って営業していたものである旨主張する。しかしながら、同国税局税務相談室の職員が、原告代表者の設立した別会社のように資本の払込み、取締役の就任、営業実態のいずれにおいてもその実体を伴わない別会社を許容する趣旨の説明をすることは到底思われず、全証拠によっても、そのような説明がされたとは認められない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。
- 5 原告代表者らは、税務調査に当たり、事前に打合せをした上、極力税法上の問題点を指摘されないように対応したのであるから、半田税務署の職員から税務上の問題点を指摘されなかったとしても、そのことは、原告ないし原告代表者の行為が国税通則法68条1項にいう「隠ぺい」又は「仮装」に当たるとの評価を妨げるものではない。

判決年月日 H 2 1 - 1 1 - 0 5

国税庁訴資 Z 2 5 9 - 1 1 3 0 6

法人税 地裁 Z 2 6 7 - 1 3 0 7 6

東京地方裁判所平成27年（行ウ）第730号法人税更正処分等取消請求事件（一部認容・棄却）
（控訴）

国側当事者・国（三条税務署長）平成29年10月13日判決【税務訴訟資料 第267号-127
（順号13076）】

【税務大学校ホームページ】

【情報公開法第9条第1項による開示情報】

【裁判所ホームページ行政事件裁判例集】

【訟務月報65巻2号151頁】

【役員退職給与／不相当に高額／平均功績倍率の数にその半数を加えた数の功績倍率】

要点

投稿日：2018年11月21日

役員退職給与の額について平均功績倍率の1.5倍までの損金算入が認められた事例
（ただし高裁で逆転）

役員退職給与の適正金額を算定する一般的な方法として「功績倍率法」〔最終報酬月額×勤続年数×功績倍率〕があります。

本件では、死亡退職した代表取締役に対する退職給与（本件退職給与）の適正額が争われました。本件の法人（原告）は、役員退職慰労金規定に従い、〔240万円（最終月額報酬）×27年（勤続年数）×5倍（役員倍数）×1.3（功労加算）〕で算定した4億2120万円を退職給与として支給して損金算入しました。これに対して、課税庁（被告）は、倍半基準で抽出した同業類似法人の平均功績倍率3.26を使用して処分を行いました。

裁判所は、納税者に被告が行う通達回答方式のような厳密な調査は期待し得べくもないから、このような納税者側の一般的な認識可能性の程度にも十分に配慮する必要があるとし、課税庁主張の平均功績倍率3.26に1.5を乗じた4.89を本件の功績倍率とし、そこから算定された金額を超える部分は「不相当に高額な部分の金額」に当たり損金算入できないと結論づけました（判決は法人が採用した平均功績倍率を、6.49倍〔4億2千万円÷（240万円×27年）〕とした上で判断を示しています。）。

なお、法人は、規定そのものの不明確さ等を理由に違憲である趣旨の主張もしていましたが、この点、裁判所は、被告が提出した証拠（役員退職給与の支給実績の公刊物やTKC全国会発行の資料）に言及して、規定が納税者に予測不可能な考慮要素を定めたものとまではいえないなどと法人の主張を排斥しました。

（※）「倍半基準」とは、推計課税の際に課税庁が一般的に用いる同業他社（者）の抽出方法で、納税者自身の指標数値（売上高等）の0.5（半）から2.0（倍）の範囲内の同業他社（者）を抽出するものです。

概要

判 示 事 項

- 1 本件は、原告が、原告を死亡退職した元代表取締役乙への退職慰労金の支給額を損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、三条税務署長が、本件役員退職給与の額のうち、不相当に高額な部分の金額については損金の額に算入されないとして、更正処分等をしたことから、原告が本件各処分の取消しを求める事案である。
- 2 被告が採用した原告の同業類似法人の抽出基準はいずれも合理的であるといえることができる。
- 3 平均功績倍率は、同業類似法人の抽出が合理的に行われる限り、役員退職給与として相当であると認められる金額を算定するための合理的な指標となるものであるが、あくまでも同業類似法人間に通常存在する諸要素の差異やその個々の特殊性を捨象して平準化した平均的な値であるにすぎず、本来役員退職給与が当該退職役員の具体的な功績等に応じて支給されるべきものであることに鑑みると、平均功績倍率を少しでも超える功績倍率により算定された役員退職給与の額が直ちに不相当に高額な金額になると解することはあまりにも硬直的な考え方であって、実態に即した適正な課税を行うとする法人税法34条2項の趣旨に反することにもなりかねず、相当であるとはいえない。
- 4 法人税の納税者は、法人税法施行令70条2号所定の考慮要素である「その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況」を考慮するに当たり、公刊物等を参酌することで上記の支給の状況を相当程度まで認識することが可能であるとは解されるものの、被告が行う通達回答方式のような厳密な調査は期待し得べくもないから、このような納税者側の一般的な認識可能性の程度にも十分に配慮する必要があると認められる金額は、事後的な課税庁側の調査による平均功績倍率を適用した金額からの相当程度の乖離を許容するものとして観念されるべきものと解される。このように考えると、少なくとも課税庁側の調査による平均功績倍率の数にその半数を加えた数を超えない数の功績倍率により算定された役員退職給与の額は、当該法人における当該役員の具体的な功績等に照らしその額が明らかに過大であると解すべき特段の事情がある場合でない限り、同号にいう「その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額」を超えるものではないと解するのが相当であるといえるべきである。
- 5 本件役員退職給与に係る功績倍率は6.49であり、被告が採用した抽出基準に該当する原告の同業類似法人の支給した役員退職給与に係る平均功績倍率3.26にその半数を加えた4.89を超えるものであるところ、乙が原告の代表取締役等として、借金の完済や売上金額の増加、経営者の世代交代の橋渡し等に相応の功績を有していたことがうかがわれることからすると、乙の功績倍率を上記の4.89として算定される役員退職給与の額について上記特段の事情があるとは認められないから、本件役員退職給与の額のうち、上記の功績倍率4.89に最終月額報酬額及び勤続年数を乗じて計算される金額に相当する3億1687万2千円までの部分は、乙に対する退職給与として相当であると認められる金額を超えるものではないといえるべきである。
- 6 しかしながら、本件の全証拠によっても、乙に上記3億1687万2千円を超える退職給与を支給されるに値するほどの特別な功績があったとまでは認められないから、本件役員退職給与の額のうち上記の金額を超える1億312万8千円は「不相当に高額な部分の金額」に当たるといえるべきである。
- 7 国税通則法65条4項にいう「正当な理由」の有無について…消極
- 8 本件各処分における権利の濫用、信義則違反等について…消極

判決年月日 H29-10-13 (H30-04-25)

国税庁訴資 Z267-13076 (Z268-13149)

控訴審 国敗訴部分取消し

法人税

高裁

Z 2 6 8 - 1 3 1 4 9

東京高等裁判所平成29年（行コ）第334号、平成30年（行コ）第27号法人税更正処分等取消控訴、同附帯控訴事件（控訴人兼附帯被控訴人国）（原判決中控訴人敗訴部分 取消し、被控訴人の請求及び附帯控訴棄却）（上告・上告受理申立て）
国側当事者・国（三条税務署長）平成30年4月25日判決【税務訴訟資料 第268号-44（順号13149）】

【税務大学校ホームページ】

【情報公開法第9条第1項による開示情報】

【裁判所ホームページ行政事件裁判例集】

【訟務月報65巻2号133頁】

【役員退職給与／不相当に高額／平均功績倍率の数にその半数を加えた数の功績倍率】

要点

投稿日：2018年11月21日

役員退職給与の額について平均功績倍率の1.5倍を認めた地裁判決を失当であるとして地裁判決を覆して原処分を適法と判断した事例

本件の法人（被控訴人）は、役員退職慰労金規定に従い〔240万円（最終月額給料）×27年（勤続年数）×5倍（役員倍数）×1.3（功労加算）〕で算定した4億2120万円を役員退職給与として支給して損金算入しました。これについて、課税庁（控訴人）は、同業類似法人の平均功績倍率3.26を基礎として処分を行いました。

地裁は、平均功績倍率3.26に1.5を乗じた4.89を本件の功績倍率として採用しましたが、本件高裁は、本件において特殊な事情があったとは認められないとして平均功績倍率3.26と結論づけました。

本件高裁は、課税庁（控訴人・附帯被控訴人）が地裁判決を不服として控訴した一方で、法人（被控訴人・附帯控訴人）が附帯控訴した事件でしたが、地裁判決で認められた法人の主張は認められず、結果的に当初の課税庁の主張が通ることとなりました。

概要

判 示 事 項

- 1 被控訴人は、死亡退職した元代表取締役乙への退職慰労金（本件役員退職給与）の支給額4億2000万円を損金の額に算入して法人税の確定申告をした。これに対し、三条税務署長は、本件役員退職給与の額のうち不相当に高額の部分である2億0875万2000円については損金の額に算入されないことを理由として更正処分等をした。本件は、被控訴人が、控訴人に対して、本件更正処分等の取消しを求める事案である。

原審は、処分行政庁の調査に基づく本件平均功績倍率の3.26にその半数を加えた4.89に最終月額報酬額240万円及び勤続年数27年をそれぞれ乗じて計算される

- 金額に相当する3億1687万2000円までの部分は乙に対する退職給与として相当であると認められる金額を超えるものではなく、本件役員退職給与の額のうち「不相当に高額な部分の金額」は同額を4億2000万円から控除した残額の1億0312万8000円であることを前提として計算すべきと判断して、本件更正処分等の一部を取り消した。控訴人は、原審の本件各処分について一部取消しを認めた判断を不服として控訴し、被控訴人は、請求が一部認められなかった部分を不服として附帯控訴した。
- 2 本件平均功績倍率は、被控訴人の同業類似法人の抽出を合理的に行った上で、法人税法34条2項及び法人税法施行令70条2号の趣旨に最も合致する合理的な方法で算定されたものであるから、乙の最終月額報酬額に同人の勤続年数及び本件平均功績倍率（3.26）を乗じた金額である2億1124万8000円は乙に対する退職給与として相当であると認められる金額であるというべきである。
- 3 法人税法施行令70条2号が、役員退職給与の相当額の算定要素として、業務に従事した期間、退職の事情及び同業類似法人の役員に対する退職給与の支給状況等を列挙している趣旨は、当該退職役員又は当該法人に存する個別事情のうち、業務に従事した期間及び退職の事情については、退職役員の個別事情として顕著であり、かつ、役員退職給与の適正額の算定に当たって考慮することが合理的であると認められることから、これらを考慮すべき個別事情として例示する一方、その他の必ずしも個別事情としては顕著といい難い種々の事情については、原則として同業類似法人の役員に対する退職給与の支給状況として把握するものとし、これを考慮することによって、役員退職給与の相当額に反映されるべきものとしたことにあると解される。
- 4 そうすると、当該退職役員及び当該法人に存する個別事情であっても、法人税法施行令70条2号に例示されている業務に従事した期間及び退職の事情以外の種々の事情については、原則として、同業類似法人の役員に対する退職給与の支給の状況として把握されるべきものであり、同業類似法人の抽出が合理的に行われる限り、役員退職給与の適正額を算定するに当たり、これを別途考慮して功労加算する必要はないというべきであって、同業類似法人の抽出が合理的に行われてもなお、同業類似法人の役員に対する退職給与の支給の状況として把握されたとはいいい難いほどの極めて特殊な事情があると認められる場合に限り、これを別途考慮すれば足りるというべきである。
- 5 そこで、乙の役員在任中の功績について検討すると、乙は、被控訴人の経理及び労務管理を担当して約8億円の債務完済に何らかの貢献をしたことが認められるが、これに関する乙の具体的貢献の態様及び程度は必ずしも明らかではなく、同業類似法人の合理的な抽出結果に基づく本件平均功績倍率〔公刊資料によって認められる数値に照らしても、有意なものとして十分推認することができる。〕によってもなお、同業類似法人の役員に対する退職給与の支給の状況として把握されたとはいいい難いほどの極めて特殊な事情があったとまでは認められない。
- 6 被控訴人の請求は理由がないから全部棄却すべきところ、これを一部認容した原判決は失当であり、控訴は理由があり、附帯控訴は理由がない。

判決年月日 H30-04-25 (H29-10-13)
国税庁訴資 Z268-13149 (Z267-13076)
第一審 一部取消し

本文

TAINSキーワード

法人税

地裁

Z 2 6 2 - 1 1 8 9 7

仙台地方裁判所平成21年（行ウ）第33号更正処分等取消請求事件（認容）（確定） 国側当事者・国（処分行政庁 塩釜税務署長）

平成24年2月29日判決【税務訴訟資料 第262号-47（順号11897）】

【裁判所ホームページ行政事件裁判例集】

【情報公開法第9条第1項による開示情報】

【収益の帰属／従業員らが関係業者から受領したリベート】 【税務大学校ホームページ】

要点

投稿日：2020年05月01日

法人の従業員が関係業者から受領したリベート収益の帰属は、従業員の法律上の地位や権限からみて法人に帰属しないとした事例

本件は、旅館業を営む納税者（法人で原告）が、納税者の従業員が仕入業者からリベートとして受領した手数料を収益に計上せず隠ぺい又は仮装したとして、課税庁（被告）から青色申告承認の取消処分及び更正処分を受けたため、その取消しを求めた事案です。

主な争点は、本件手数料に係る収益が納税者に帰属するか否かです。

地裁は、法人税法11条、消費税法13条の趣旨（実質所得者課税の原則）に鑑みれば、本件手数料に係る収益が納税者に帰属するか否かの判断に当たっては、手数料を受領した従業員の法律上の地位、権限について検討するとともに、従業員を単なる名義人として実質的には納税者が本件手数料を受領していると見ることができるか否かを検討することが相当であるとししました。そして、①従業員が仕入に関する決定権限を納税者から与えられていたと認められないこと、②就業規則上もリベートの受領が禁止されていたこと、③リベートを受領する際には納税者の建物から離れた場所で行っていたことを考えると、従業員が納税者から法的な受領権限を与えられていたと認めることはできないことから、本件手数料に係る収益は納税者に帰属しないとして、処分を取り消しました。

概要

判 示 事 項

- 1 本件は、原告に対し平成12年5月1日から平成18年4月30日までの6年間にわたる各事業年度の間に、原告の従業員らが、関係業者からリベートとして受領していた手数料合計9786万3000円のうち、609万9000円を総勘定元帳の雑収入科目に計上しなかったとして、青色申告承認の取消処分を行うとともに、本件手数料に係る収益を益金の額に算入せず、原告に属する手数料を費消して横領した従業員に対する損害賠償請求権の額を課税資産の譲渡等に算入せずに隠蔽又は仮装したとして更正処分を行ったのに対し、原告が、これらの収益は従業員ら個人に帰属するものであって、隠

蔽仮装を行った事実もないと主張して各処分取消しを求めたという事案である。

- 2 争点は、①本件手数料に係る収益が原告に帰属するか否か、②本件手数料に係る収益が原告に帰属するとした場合、その額はいくらか、③原告による仮装、隠蔽行為の有無の3点である。
- 3 法人税法11条、消費税法13条の趣旨（実質所得者課税の原則）に鑑みれば、本件手数料に係る収益が原告に帰属するか否かの判断に当たっては、手数料を受領した訴外乙らの法律上の地位、権限について検討するとともに、訴外乙らを単なる名義人として実質的には原告が本件手数料を受領していると見ることができると否かを検討することが相当である。
- 4 本件手数料は、旅館業及び飲食業等を目的として昭和35年に設立され、旅館を営営してきた原告会社における食材の仕入れに関して授受されていたものであるところ、原告における食材の仕入れに関しては入札制度が設けられていることや、仕入課仕入係に発注権限が存在しており、調理課に所属する乙らには食材の発注権限がないことからすれば、乙らが食材の仕入れに属する権限を原告から与えられていたとは認められない。
- 5 そうすると、訴外乙らは、個人としての法的地位に基づき、訴外丁から手数料を自ら受け取ったものと認められるところ、自己の判断により、受領した本件手数料を費消したというのであるから、訴外乙らが単なる名義人として手数料を受領していたとは認め難い。したがって、本件手数料に係る収益は原告に帰属するものとは認められない。
- 6 被告は、訴外乙らが本件手数料の一部を原告の備品等の購入に充てていた事実があるとして、本件手数料に係る収益が原告に帰属する旨主張するが、上記購入行為が原告の指示なく行われていたものである以上、備品等の購入は、訴外乙らが自らに帰属した手数料の用途を自己の判断に基づき決定したことによるものであって、結果的に原告の利益になった部分があったとしても、そのことから、訴外乙らが単なる名義人として、訴外会社から本件手数料を受領したものであることはできない。
- 7 以上により、本件手数料に係る収益が原告に帰属するとは認められず、原告が訴外乙らに対して損害賠償請求権を有しない結果、原告については、本件手数料相当額の益金が存在しないことになるから、各処分は取消事由となる違法があるというべきである。

判決年月日 H24-02-29

国税庁訴資 Z262-11897

本文

TAINSキーワード

別紙リンク ▼ [別表1～別表3-6](#)

原本URL 原本なし

関連判決

法人税 **地裁** Z 2 6 0 - 1 1 5 0 7

東京地方裁判所平成21年（行ウ）第239号法人税更正処分取消等請求事件（棄却）（控訴）
国側当事者・国（処分行政庁 加治木税務署長）平成22年9月10日判決【税務訴訟資料第260-151（順号11507）】

【税務大学校ホームページ】 【過大役員報酬／代表者の妻に対する報酬のうち不相当に高額な部分は役員賞与】

要点

投稿日：2018年11月21日

役員給与における実質基準で使用する類似法人について、代表者との続柄のみに着目して抽出するのは相当ではないとされた事例

役員給与における実質基準については、その役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給料の支給の状況のほか、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、不相当に高額な部分があるか否かを判断することとされています。

本件は、納税者（原告）の代表者である社長の妻が取締役として収受していた役員給与が不相当に高額であるとして処分された事例ですが、納税者は、類似法人の抽出について、代表者との続柄を考慮することなく類似法人を抽出したことは不当である旨主張しました。

しかし、裁判所は、代表者との続柄に着目して抽出すると、抽出された法人における役員給与が、役務の対価に比して不当に高額である可能性が否定できないとして、そのような抽出は相当ではないとしました。

その他、裁判所は、類似法人を抽出する際の同種の事業については、製造業にあってはその製造される製品が類似することが望ましいとし、類似法人の役員給与の支給状況を勘案するに当たっては、役員の職務内容の類似性を考慮することが望ましいとしました。

概要**判 示 事 項**

- 1 本件は、しょうちゅうの製造及び販売等を目的とする同族会社である原告が、平成16年5月期、平成17年5月期及び平成18年5月期の原告の法人税につき、原告代表者の妻である取締役乙の役員報酬をそれぞれ800万円、2400万円及び2400万円とし、これらの全額を損金の額に算入して所得の金額を計算して確定申告をしたところ、加治木税務署長が、上記各報酬の額には法人税法34条1項に定める「不相当に高額な部分の金額」があるから上記各報酬の額のうち当該部分の金額を損金の額に算入することはできないなどとして、それぞれ更正処分等をしたことに対し、原告が、上記各

報酬の額はいずれも相当なものであるから上記各処分はいずれも違法であると主張してこれらの処分の取消しを求める事案である。

- 2 本件においては、平成16年3月22日、原告の取締役会において、乙の役員報酬については、同年2月分より月額200万円とする旨の決議がされたところ、本件各報酬額は、平成16年5月期が800万円、平成17年5月期及び平成18年5月期がそれぞれ2400万円であるから、本件各報酬は形式基準の限度額を超えるものではない。
- 3 乙は、原告における経営方針の決定、しょうちゅうの製造販売に関する業務、資金繰りに関する業務、経理業務等に直接従事することはなく、取引先等の接待業務等に従事したことはあるものの、その日数は極めて少なく、さらに、原告への出勤日数も1か月に1、2回程度であることから、乙は、日常的に原告の役員として業務執行に従事していたのではなく、いわゆる非常勤の役員としていくつかの職務に従事していたものと認めるのが相当であり、乙の役員としての職務の内容として固有のものがあつたとは認められないというべきである。
- 4 本件類似法人調査に当たって、熊本国税局長が抽出する法人を原告との類似性を有する法人に限定するための条件として付したものは、原告との報酬額の比較のための資料として用いることができるだけの類似性を有する法人を抽出するためのものとして合理的であり、法人税法施行令69条1号に規定する「その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するもの」を選定するための条件として相当なものと認められる。そして、乙の職務の内容に照らせば、抽出対象役員を非常勤の役員としたことについても相当であるというべきである。
- 5 乙の適正報酬額について検討すると、製造業を営む法人の役員に対して支給される報酬の額は、基本的に、当該役員の現に遂行する職務の内容に基づいて定められるべきものと解されるところ、乙の遂行した職務の内容については、本件各事業年度を通じて、酒類製造業を営む法人の非常勤の役員として一般的に想定される範囲を超えるものであつたとは認められず、このことからすれば、本件各事業年度における乙の適正報酬額は、いずれも認定した比準法人における非常勤の役員に対する平均報酬額を超えるものとは直ちに認め難いというべきである。そして、認定判断した本件各事業年度における原告の収益及びその使用人に対する給料の支給の状況に照らしても、上記の判断が不合理であるとみるべき事情はうかがわれない。
- 6 以上によれば本件各報酬額については、平成16年5月期については36万6200円、平成17年5月期については130万9022円、平成18年5月期については123万4545円を超える部分の金額をもって、「不相当に高額な部分の金額」であると認めるのが相当である。

判決年月日 H22-09-10 (H23-02-24)

国税庁訴資 Z260-11507 (Z261-11623)

本文

TAINSキーワード

別紙リンク ▼ [別表1～別表5](#)

法人税 **高裁** Z 2 6 1 - 1 1 6 2 3

東京高等裁判所平成22年(行コ)第324号法人税更正処分取消等請求控訴事件(棄却)(確定)

国側当事者・国(処分行政庁 加治木税務署長) 平成23年2月24日判決【税務訴訟資料 第261号-33(順号11623)】

【税務大学ホームページ】 【過大役員報酬/代表者の妻に対する報酬のうち不相当に高額な部分は役員賞与】

要点

投稿日: 2018年11月21日

役員給与に係る法人税法及び同法施行令の規定が、課税要件明確主義に反するということとはできないとされた事例

本件は、納税者(被控訴人)の代表者である社長の妻が取締役として収受していた役員給与が不相当に高額であるとされた事例です。地裁で納税者は敗訴しています。

納税者は、本件控訴審においては、法人税法34条1項及び同法施行令69条1項の規定は、その文言の不明確性ゆえに納税者の規範とはなり得ないものであり、課税要件明確主義に反するとし、本件処分は納税者にとって不意打ちかつ不透明なものであり、違法である旨についても主張しました。

しかし、高裁は、法人税法34条1項は実際は賞与に当たるものを報酬の名目で役員に給付するといった隠れた利益処分に対処し、課税の公正を確保しようとするものであるとし、また、法人税法施行令69条1項は、特定の法人の役員に支給された報酬の額が課税上その職務に対する対価として不相当に高額かどうかについての判断基準を示したものであるとしました。

そして、法人税法34条1項及び同法施行令69条1項の規定の趣旨及び内容は、その文言に照らして明確であるというべきであって、これらの規定が課税要件明確主義に反するということができないとして、納税者の主張を退けました。その他、納税者は、妻の役割が非常勤に過ぎないとした地裁の認定や類似法人の抽出範囲が不合理であるなどの主張をしましたが、高裁は、地裁の理由を引用しつつ納税者の主張を退けました。(確定)

概要**判 示 事 項**

- 1 しょうちゅうの製造及び販売等を目的とする同族会社である控訴人は、平成16年5月期、平成17年5月期及び平成18年5月期の控訴人の法人税につき、控訴人代表者

- の妻（乙）の取締役報酬をそれぞれ800万円、2400万円及び2400万円とし、これらの全額を損金の額に算入して所得の金額を計算して確定申告をしたところ、加治木税務署長が上記各報酬の額には法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの。）34条1項に定める「不相当に高額な部分の金額」があり、上記各報酬の額のうち当該部分の金額を損金の額に算入することはできないとして、本件各事業年度について更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をしたため、その取消しを求めた事案である。
- 2 法人税法34条1項は、役員報酬は役務の対価として企業会計上は損金に算入されるべきものであるところ、法人によっては実際は賞与に当たるものを報酬の名目で役員に給付する傾向があるため、そのような隠れた利益処分に対処し、課税の公正を確保しようとするものである。また、これを受けて、法人税法施行令69条1項は、特定の法人の役員に支給された報酬の額が課税上その職務に対する対価として不相当に高額かどうかについては、当該役員の職務の内容を前提にして、当該会社の収益や使用人に対する給料の支払状況と対比するほか、収益率等が類似すると考えられる同種の事業を営み類似の規模を有する法人を選定した上、これら類似法人において当該役員と職務内容が類似する役員に支給される報酬額に比準して判断すべきものとし、特定の法人の役員に支給された報酬の額が課税上その職務に対する対価として不相当に高額かどうかについての判断基準を示したものである。
- 3 原判決の説示するとおり、乙は、日常的に控訴人の役員として業務執行に従事していたのではなく、いわゆる非常勤の役員としていくつかの職務に従事していたものと認められるのが相当であり、乙の役員としての職務の内容として固有のものがあつたとは認められない。そして、適正報酬額とされた月額10万円は、控訴人と同種の事業を営み類似法人として適正に抽出された比較対象法人において乙と職務内容が類似する役員に支払われる報酬額の平均値に比準して算出されたものであり、これが社会的な実態とかけ離れたものということとはできない。
- 4 乙の役員報酬のうち、毎月20万円程度は銀行振込がされていたが、残りは、夫である社長が現金で受け取っており、乙は給与明細書も受け取っていないというのであり、社長は、乙の役員報酬が月額200万円に増額されたころから、銀行振込以外の残りを生活費のほか、株式、投資信託、金及びプラチナ等に投資していたというのである。これらの事実を照らすと、乙の役員報酬のうち、適正報酬を超える（不相当に高額）な部分は、同女の業務の対価というより、実質的には控訴人の利益処分、すなわち、法人税法34条により、損金算入することができない役員賞与として支払われた面が大きいと評価するのが相当である。
- 5 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

判決年月日 H23-02-24 (H22-09-10)

国税庁訴資 Z261-11623 (Z260-11507)

本文

TAINSキーワード

法人税 **相談事例** **法人事例北陸会 100003**

北陸税理士会相談事例0003 法人税 事前確定届出給与と同一事業年度内に支給される決算賞与 【北陸税理士会 税務審議室提供】

概要

事前確定届出給与と同一事業年度内に支給される決算賞与

【質問】

3月決算の法人で、役員に対する事前確定届出給与を7月15日及び12月15日に支給する旨の「事前確定届出給与に関する届出書」を提出期限までに所轄税務署長に届け出て、届出どおりの日に届出額を支給しています。

第三四半期終了の時点で当期の業績が好調であったことから、従業員だけでなくすべての役員に対して決算賞与を支給することが1月25日の臨時株主総会で決議され、事業年度内の3月20日に支給することとしています。

この役員に対する決算賞与が損金にされないことは理解していますが、当該決算賞与の支給が事前確定届出給与の損金算入に影響しますか。

【回答】

本件の役員に対する決算賞与は事前確定届出給与とは別枠で支給された給与であり、損金には算入されませんが、既に支払われた事前確定届出給与の損金算入には影響がないと考えられます。

【解説】**1 平成18年度における役員給与に係る改正**

平成18年の税制改正において、役員の給与についての改正が行われ、それまで「定期に定額支給するものを『報酬』、それ以外のものを『賞与』と区別して、役員賞与に該当するものについては損金の額に算入しない。」こととされていましたが、改正後は「法人が役員に対して支給する給与について、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与については、不相当に高額な部分の金額及び隠ぺい仮装経理によるものを除き、損金の額に算入する。」こととされました。

そして、この改正後の役員給与に関して、経済的利益を含む役員給与のうち一般的な給与（退職給与、ストックオプション、使用人兼務役員の使用人分給与、隠ぺい又は仮装経理によるもの以外の給与）については、法人税法上の定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与のいずれかに該当するか否かの検討を行い、いずれかに該当するものについては、不相当に高額な部分を除き損金算入が認められ、該当しないものについては損金不算入とされるとの条文構造となっている（平成18年度「改正税法のすべて」参考）ことから、役員給与が定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与に該当するか否かはそれぞれ独立して法令に照らして判断され、その判断結果は他の役員給与の判断結果に影響されず、また、影響を及ぼさないと考えるべきと思われます。

すなわち、判断すべき役員給与が法人税法上の定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与のいずれかに該当し、不相当に高額な部分がなければ、仮に何らかの事由により損金不算入となる役員給与が他に存在したとしても、その役員給与は損金として認められるべきと思われます。

改正後の役員給与のうち事前確定届出給与として当該事業年度の損金の額に算入される給与は、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給するもの、すなわち、支給時期、支給金額が事前に確定し、実際にもその定めのおりに支給される給与に限られることとされています（平成18年12月 国税庁リリース「役員給与に関する質疑応答事例」（問7）より）。

2 本件への当てはめ

本件における決算賞与は定期同額給与に該当しないことは明らかであり、届出の対象とした事前確定届出給与とは別枠で支給するものであることから損金に算入される事前確定届出給与にも該当せず、更には、好調な業績に伴う支払ではあるものの利益連動給与にも該当しないものと考えられ、本件決算賞与は損金不算入となります。

その一方で、本件において「事前確定届出給与に関する届出書」に記載された給与は届出をした支給時期に届出した金額で支給されているとのことであり、本件決算賞与の支給により影響を受けるべきではないと考えられることから、事前確定届出給与は損金として認められるべきであると考えられます。

更に付言すれば、臨時的な役員給与（賞与）が届出どおりに支払われている事前確定届出給与の増額支給と解される場合は、事前確定届出給与の損金算入に影響を与えることがあり得ると思われませんが、本件における決算賞与は別途、臨時株主総会で決議されて支給されるもので、その経緯等から事前確定届出給与の増額支給とは考えられず、「事前確定届出給与に関する届出書」に記載された事前確定届出給与とは別個のものとして取り扱うべきと思われします。

以上の検討経緯から、本件の役員に対する決算賞与は事前確定届出給与とは別枠で支給された給与であり、損金には算入されませんが、既に支払われた事前確定届出給与の損金算入には影響がないと考えられます。

【北陸税理士会 税務審議室提供】

【TAINS編注】

平成18年12月 国税庁リリース「役員給与に関する質疑応答事例」（問7）は、税区分「法人税」の「相談事例」に収録している。

〔TAINSコード 法人事例005394〕

本文

TAINSキーワード

別紙リンク

原本URL 原本なし

所得税 **裁決** F0-1-230

(必要経費／会費等・保険料・外壁改修工事費用) ロータリークラブ等の会費、ゴルフ関連費用等及び従業員を被保険者とした保険契約に基づく保険料は業務遂行上必要な経費とは認められないが、病院建物の外壁改修工事費用は修繕費に該当するとした事例(平成12年分・13年分所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分・棄却、平成14年分所得税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分・一部取消し、平成12年課税期間～平成14年課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分・棄却・平17-04-26裁決) 【情報公開法第9条第1項による開示情報】

概要

〔裁決の要旨〕

- 1 ロータリークラブ等や、同窓会は、いずれも、個人的立場に基づいて入会する性質のものであり、そこにおける活動は各会員の私的な活動にすぎない。したがって、各団体への会費、参加費用及び会員への慶弔費等は、いずれも、病院を経営する請求人の事業遂行のために直接必要であると解することはできないから、これを必要経費と認めることはできない。
- 2 本件ゴルフ関連費用は、ゴルフ同好会のコンペ並びに医師会コンペの際に支払われたものであり、請求人が情報提供等を受けるために同伴者を誘ってプレーをしたものではないこと、一部を除いて請求人らのみのプレー代及び飲食代の支払であり第三者を接待している状況はうかがえないことなどから、請求人らはゴルフを個人の趣味・嗜好として行っているにすぎず、ゴルフが請求人の事業に関連するものであると認めることはできないので、これを必要経費と認めることはできない。
- 3 請求人が医師の派遣を依頼している事実があるとしても、医師の派遣を受けるために教授らに現金や商品券を送ることが、客観的にみて業務の遂行上直接必要であるとまでは認められないから、これを必要経費と認めることはできない。
- 4 本件養老保険契約及びガン保険契約を締結の趣旨が、退職金の資金確保目的であると解しがたく、従業員への退職金を支払った残額は請求人に帰属し、これを従業員のために使用するという取決めも存しない。また、福利厚生目的で加入した契約であれば当然に従業員に周知されるべき保険契約の内容がほとんど周知されていないこと等を総合勘案すれば、本件保険契約の保険料を福利厚生費に該当すると認めることはできない。
- 5 ピン止め工法やアクリル弾性塗装が行われた場合、通常は建物の耐用年数が増加すると考えられるが、病院の建物がかなり老朽化しているため、アクリル弾性塗装であっても、どの程度耐久性があるか不明であること等から、外壁改修工事によって、建物の使用可能期間を延長させると認めることはできない。また、工事前の建物は破損のひどい状態であったこと、ピン止め工法、アクリル弾性塗装はいずれも一般的な工法にすぎないことなどから、本件工事により、建物の価値が増加したと認めることもできない。以上からすれば、本件建物についてはその修繕は必要不可欠であり、本件工事は固定資産の通常の維持管理のために行ったものであり、これを修繕費と認めるのが相当である。
- 6 本件借入金は、その用途からして、請求人及びその他の相続人の相続税の支払のためになされたもので、医療事業の業務と直接関連するものではなく、業務の遂行上必要な費用であると解することはできず、このことは、請求人の事業専用口座を経由して行われたり、帳簿上、事業主貸で処理されていたという事実によって左右されるものではないから、本件支払利息が、必要経費に該当しないことは明らかである。
- 7 本件接待交際費は事業上の必要経費とは認められないから、課税接待交際費についてもこれを事業に関連して支払われたものと認めることはできない。したがって、課税接待交際費は、いずれもこれを課税仕入れと認めることはできない。

裁決年月日 H17-04-26

所得税 裁決 F0-1-651

(弁護士業の必要経費／ロータリークラブの会費) 本件会費は、事業と直接関係し、事業遂行上必要であるとは認められないから、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないとした事例（平成24年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分、平成25年分所得税及び復興特別所得税の更正処分、平成26年分所得税及び復興特別所得税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分・棄却・平28-07-19裁決）

【関裁（所）平28-1】

【情報公開法第9条第1項による開示情報】

概要

〔裁決の要旨〕

- 1 本件は、弁護士業を営む請求人が、ロータリークラブの会費を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して申告したところ、原処分庁が、当該会費は必要経費に算入されないとして所得税等の更正処分等をした事案である。
- 2 弁護士は、弁護士法第3条第1項に規定する法律事務を行うことを職務とし、その対価として報酬を得ることで事業所得を得ているのであるから、弁護士が弁護士としての地位に基づいて行う活動のうち、所得税法上の事業所得を生ずべき業務に該当する活動とは、事業主である弁護士がその計算と危険において報酬を得ることを目的として継続的に法律事務を行う経済活動をいうことになる。
- 3 ある活動が当該弁護士の所得税法上の事業所得を生ずべき業務に該当するか否かは、当該弁護士の主観によって判断されるのではなく、当該活動の内容等を総合考慮し、社会通念に照らして客観的に判断されるべきものであると解するのが相当である。
- 4 本件ロータリークラブは、定款に従って、各種の奉仕活動を行うとともに、会員同士の親睦を深めたり、講演や卓話を通じて教養を高めるなどの活動をしていたものと認められる。そして、請求人の本件クラブの会員としての活動の主なものは、①例会への出席、②親睦会への出席、③奉仕活動への参加及び④講演会への出席であり、請求人がこれらの活動を行うことで報酬を得ていたなどの事情は特に見当たらない。
- 5 本件クラブの活動内容を踏まえ、請求人が本件クラブの会員として行う以上のような活動を社会通念に照らして客観的にみれば、その活動はいずれも営利性、有償性を有しておらず、請求人が弁護士としてその計算と危険において報酬を得ることを目的として継続的に法律事務を行う経済活動に該当するものではないというべきである。
- 6 そうすると、本件各会費は、請求人が本件クラブの会員であることに伴って支出したものであるから、請求人の所得を生ずべき事業と直接関係し、かつ、当該事業の遂行上必要であるとは認められない。したがって、本件各会費は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入されない。
- 7 請求人は、所得税法第37条第1項に規定する「所得を生ずべき業務について生じた費用」の解釈について、原処分庁の解釈は、東京高裁判決（平成24年9月19日）が判示するとおり、法令の文言の解釈を逸脱している旨主張する。しかし、高裁判決は、弁護士が、弁護士会等の役員等として行う活動で支出した費用の一部について、弁護士会等の活動が事業所得を生ずべき業務に密接に関係していることなど、当該活動費用の負担の実情等を踏まえて、必要経費に算入することを認めた事案であって、かかる事情を認めることができない本件とは事案を異にするものといわざるを得ない。
- 8 請求人は、弁護士業においては、顧客獲得のための積極的な営業・広報活動等を広く展開することが重要であり、本件クラブの会員であることは、業務遂行上必要かつ極めて有益な要因である旨主張する。しかしながら、本件クラブの会員であることで、請求人が主張するような側面があったとしても、これは、会費を支出することの直接の目的

ではなく、飽くまでも間接的、副次的に生ずる効果にすぎないとみるのが相当であるから、会費を支出することが、弁護士業務の遂行上必要であるということとはできない。

- 9 請求人は、法人が支出するロータリークラブの会費は経費性が認められている旨主張する。しかし、私的な消費生活を行う個人と、それを観念できない法人とでは、支出に関する取扱いを異にすることは、所得税法及び法人税法におけるそれぞれの課税所得の計算構造をみても当然に予定されているものというべきである。

裁決年月日 H28-07-19

コード番号 FO-1-651

本文

TAINSキーワード

別紙リンク

▼ 別表

▼ 別紙 1 不開示とした部分とその理由

原本URL

原本なし

関連判決



所得税

地裁

Z268-13183

長野地方裁判所平成29年（行ウ）第1号所得税更正処分等取消請求事件（棄却）（控訴） 国側
当事者・国（長野税務署長）

平成30年9月7日判決【税務訴訟資料 第268号-78（順号13183）】 【税務大学校
ホームページ】 【情報公開法第9条第1項による開示情報】

【弁護士業の必要経費／ロータリークラブの年会費】

概要

判示事項

- 1 本件は、弁護士である原告が、ロータリークラブの年会費（本件会費）を諸会費又は接待交際費として、事業所得の金額の計算上必要経費に算入して申告したところ、長野税務署長が、本件会費は必要経費とは認められないとして、更正処分等をした事案である。
- 2 所得税法37条、同法45条及び同法施行令96条の各規定に照らせば、個人の支出のうち、事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、支出が事業に係る収入を生み出す業務に直接関連して支出されたものであり、当該業務の遂行上必要なものに限られるというべきである。そして、上記関連性及び必要性の判断は、関係者の主観的判断を基準とするのではなく、客観的に判断されるべきである。
- 3 原告は、被告が主張するような家事費と必要経費との厳格な区別を行う法令上の根拠はなく、必要経費の判断に当たって、業務との直接関連性を要件とすることは租税法律主義の見地からして違法である旨主張する。しかしながら、事業所得の金額の計算上必要経費が算入される趣旨や法及び施行令の各規定に照らせば、所得税法37条1項の「業務について生じた費用」とは、当該事業にかかわる収入を生み出す業務に直接関連して支出された費用と解するのが相当であり、かかる解釈は合理性を有するものとして租税法律主義に反するものということとはできない。
- 4 原告は弁護士業を営む者であり、弁護士は、当事者その他関係人の依頼等によって、訴訟事件等その他一般の法律事務を行うことを職務とし（弁護士法3条1項）、その対価として報酬を得ているのであるから、原告の事業所得を生ずべき業務とは、上記法律事務を行う経済活動である。そして、本件会費が、原告の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるためには、上記法律事務を行う弁護士としての経済活動と直接に関連し、かつ、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要であることを要する。
- 5 ロータリークラブの会員は本件会費を納入する義務を負っており、本件会費の大半が、本件クラブの運営費及び委員会運営費として用いられていたことからすれば、本件会費は、本件クラブの会員がクラブで活動するために納入されるものということができる。そして、本件クラブの会員は、奉仕の理念の奨励という目的に従って、各種の奉仕活動を行うとともに、会員に義務付けられている例会への出席、所属する委員会での活動、会員同士の親睦を深めるためのレクリエーション活動、各種行事に参加しており、原告も、本件クラブの会員として、上記例会等へ参加し、また、本件クラブの委員会に所属し、各委員会の事業計画にあるような活動を行っていたと認められる。
- 6 したがって、原告が支出した本件会費は、原告が本件クラブにおいて、上記のような活動をするために納入されたものであり、上記の原告の本件クラブでの活動の目的及び内容に照らせば、本件会費の支出は、法律事務を行う弁護士としての原告の経済活動と直接の関連を有し、客観的にみて当該経済活動の遂行上必要なものということとはできない。本件会費は、消費経済の主体である一個人として行われる消費支出として、家事費に該当するというべきである。

7 本件会費が、必要経費と家事費の性質を併有しており、本件会費に原告の業務の遂行上必要なものが一部含まれていて、家事関連費に該当するとしても、本件会費はその主たる部分が原告の弁護士としての事業所得を生ずべき業務の遂行上必要なものということとはできない。さらに、本件会費のうち原告の弁護士としての業務の遂行上必要である部分を明らかに区別することはできないから、これを必要経費に算入することはできない。

判決年月日 H30-09-07

国税庁訴資 Z268-13183

本文

TAINSキーワード

別紙リンク ▼ [別紙2](#)

原本URL 原本なし

関連判決

